

長久手市行政評価票（A票：事業評価票）

事業番号	095	事業名	監査運営事業		担当部課	監査委員事務局		
基本情報	第5次総合計画・基本方針	✓ みんなの力を結集する自治と協働のまち			会計区分	一般会計		
	まちづくり行程表・フラッグ	—			予算区分(款 - 項 - 目)			
	第6次総合計画・基本目標	✓ 市民から信頼される市政の運営			2-6-1 監査委員費			
	法定受託事務の有無	—						
	その他(関係計画、要綱等)	✓ 地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公営企業法						
事業開始の背景、経緯等	地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公営企業法の規定による。							
事業目的等	事業内容	(どのような事業なのか) 地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公営企業法の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査、検査及び審査を実施する。						
	事業対象	(誰、何を対象にしているか) 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行						
	事業意図	(対象をどのような状態にしたいか) 市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする。						
	事業を構成する事務事業(B票)	① 監査運営事業	拡充	④				
	②		⑤					
	③		⑥					
コスト推移	項目	単位	区分	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	元年度(2019)
	事業費(A)	千円	予算		2,500	2,446	2,410	2,456
			決算		2,308	2,441	2,288	
	人件費(B)	千円	決算		27,497	28,997	28,613	
総コスト(A)+(B)	千円	決算		29,805	31,438	30,901		
成果推移	成果指標	単位	区分	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	元年度(2019)
	A 法令どおりの実施割合	%	目標	—	—	—	100	100
			実績	100	100	100	100	
	B		目標					
			実績					
C		目標						
		実績						
【指標の説明】(指標の設定根拠、数値目標の設定根拠など)								
A 監査、検査、審査を地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の規定どおり実施することを成果目標とした。								
B								
C								
環境変化	他市町での取組状況や事業を取り巻く環境変化	(他市町における同様の取組での特徴的な点、制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など) 地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、各自治体等において実施されている。						
評価	目標達成状況	(成果指標等の目標に対する達成状況や進捗状況など) 監査、検査、審査を地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公営企業法の規定どおり実施している。						
	過去5年間の振り返り	(過去5年間の事業の進捗状況、改善状況などの振り返り) 監査、検査、審査を地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の規定どおり実施できた。						
	事務事業全体を見た課題	(構成している事務事業それぞれの評価を踏まえ、全体的な課題を整理) 地方自治法の改正により、令和2年4月までに監査基準を定め、公表する必要がある。						
今後	今後の方向性	(事業の成果を高めるための事務事業の方向性) 監査、検査、審査を地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公営企業法の規定どおり実施する。						
	中長期の目標	(いつごろまでに事業をどのような状態にしたいか) 監査、検査、審査を地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公営企業法の規定どおり実施する。						

内部意見	総合計画担当、財政担当、行政改革担当による意見	
------	-------------------------	--

長久手市行政評価票（B票：事務事業評価票）

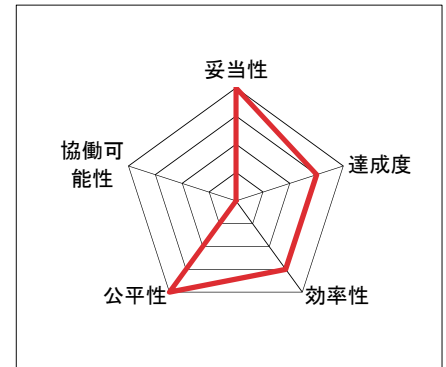
事業(A票)名	監査運営事業		担当部課	監査委員事務局	決算書ページ	—
事務事業名	①	監査運営事業	予算区分	2-6-1 監査委員費		
事務事業の期間	事務事業開始年度	—	終了(予定)年度	—		

1. 事務事業の目的

対象・手段	(誰、何に対し、何をどのように実施しているのか) 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行に対し、地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公営企業法の規定に基づき、監査、検査及び審査を実施する。
意図	(対象をどのような状態にしたいか) 市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期すものとする。

6. 評価

項目	評価
妥当性	4
達成度	3
効率性	3
公平性	4
協働可能性	—



2. コスト推移

項目	単位	区分	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	元年度(2019)
事業費	千円	予算		2,500	2,446	2,410	2,456
		決算		2,308	2,441	2,288	
<備考：事業費の主な内訳(30年度(2018))>							
(1) 監査委員報酬						1,152	千円
(2) 消耗品費						576	千円
(3) 工事関係技術調査委託						194	千円

【協働可能性について】

(1) 市民参加の延べ人数(人)				
区分	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	元年度(2019)
見込				
実績				
(2) 協働の状況(30年度(2018))				
(協働で取り組んだこと、評価できない理由など)				
監査は監査委員が法令に定められた権限に基づき実施するもので、市民と協働し実施するものではないため評価することができない。				

3. 活動推移

活動指標	単位	区分	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)	30年度(2018)	元年度(2019)
法令どおりの実施割合	%	見込	—	—	100	100	100
		実績	100	100	100	100	
		見込					
		実績					
<備考：活動の概要(30年度(2018))>							
監査、検査、審査を地方自治法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方公営企業法の規定どおりに実施する。 (平成30年度)例月出納検査12日、定期監査及び行政監査6日、工事監査2日、財政援助団体等監査1日、決算審査9日、健全化判断比率等審査1日							

【活動エピソード】

(活動のエピソード、コメント、特記事項など)
平成30年4月に下水道事業が法適用化され、公営企業会計の検査、監査を実施した。

4. 事務事業を取り巻く環境変化

(制度の変更、ニーズの変化、技術の変化など)
地方自治法が改正され、平成30年4月からは市の条例で定めれば議員選出の監査委員を置かなくてもよくなった。 令和2年4月までに監査基準を定め、公表する必要がある。

【改善ポイント】

(改善が必要なこと、改善の方法など)
職員のレベルアップ

5. 前年度からの改善状況

(1) 財政状況		
(前年度【予算額】)	(今年度【予算額】)	(増減額)
2,410 千円	2,456 千円	46 千円
(2) 前年度の評価状況《参考》		
・前年度【今後の方向性】	現状維持	
・前年度【コメント】		
特になし。		
(3) 改善状況		
(何をどのような状態に改善したのか)		
下水道事業の法適用化により、要項の改正や監査資料等の検討を行い、公営企業会計の検査、監査を実施した。		

7. 今後の方向性

拡充
